

千曲市訓令第2号

本 庁
出先機関

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

千曲市長 小 川 修 一

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令

(千曲市災害対策本部規程の一部改正)

第1条 千曲市災害対策本部規程(平成15年千曲市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

「
統括者
企画政策
部長
副統括者
公民共創
推進担当
部長
」

」を

「
統括者
企画政策
部長
」

」に、

「
統括者
こども・教
育部長
副統括者
こども未
来担当部
長
」

」を

「
統括者
こども・教
育部長
」

」に改める。

(千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程の一部改正)

第2条 千曲市職員の綱紀及び職務執行に関する規程(平成15年千曲市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	「
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">企画政策部担当部長及び企画政策部所属課長等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">企画政策部所属課長等</div>
」を	」に、
「	「
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会事務局担当部長及び教育委員会事務局所属課長等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会事務局所属課長等</div>
」を	」に改める。

(千曲市行政改革推進本部規程の一部改正)

第3条 千曲市行政改革推進本部規程(平成16年千曲市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	「
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">担当部長 企画政策部の課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">企画政策部の課長</div>
」を	」に、
「	「
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">担当部長 教育委員会事務局の課長 教育機関等の長(課長職に限る。)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会事務局の課長 教育機関等の長(課長職に限る。)</div>
」を	」に改める。

(千曲市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部)

第4条 千曲市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成25年千曲市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

総務部
(総務部長)
(危機管理防災担
当部長)
企画政策部
(企画政策部長)
(公民共創進担
当部長)

」を

「

総務部
(総務部長)
(危機管理防災担
当部長)
企画政策部
(企画政策部長)

」に、

「

こども・教育部
(こども・教育部
長)
(こども未来担
当部長)

」を

「

こども・教育部
(こども・教育部
長)

」に改める。

(千曲市社会福祉法人設立審査会規程の一部改正)

第5条 千曲市社会福祉法人設立審査会規程(平成26年千曲市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「こども未来担当部長」を「こども未来課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。